

〇つくば市補助金等交付適正化規則

昭和62年11月30日

規則第15号

改正 平成9年7月4日規則第48号 平成14年10月31日規則第58号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 補助金等の交付の申請及び決定（第4条—第9条）

第3章 補助事業等の遂行等（第10条—第15条の2）

第4章 補助金等の返還等（第16条—第19条）

第5章 雑則（第20条・第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるもののほか、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他の補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「補助金等」とは、つくば市がつくば市以外の者（個人、法人及びその他の団体をいう。以下同じ。）に対して交付する次に掲げるものをいう。

(1) 補助金

(2) 利子補給金

(3) その他相当の反対給付を受けないで交付する給付金で市長がこの規則を適用する必要があると認めるもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は

事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行うものをいう。

4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) つくば市以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの

(2) 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第1号の給付金の交付又は同項第2号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行うものをいう。

(平9規則48・平14規則58・一部改正)

(関係者の責務)

第3条 市長は、つくば市の公益を増進し、かつ、行政の総合的見地から真に必要な場合においてのみ、法令、条例又は規則等（以下「法令等」という。）の定めるところに従い、合理的基準により補助事業等に要する経費を算出し、これを予算に計上するものとする。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が市民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、法令等の定め及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

3 補助金等に係る予算の執行に当たっては、市長及びその他の関係職員は、補助金等が市民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が法令等及び予算に定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように常に努めなければならない。

(平9規則48・一部改正)

第2章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した補助金等交付申請書を所定の期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業に要する経費、経費の財源内訳及び経費の使用方法
- (4) 補助事業等の着手及び完了の予定日その他補助事業の遂行に関する計画
- (5) 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
- (6) その他市長の必要とする事項

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業等の事業計画書
- (2) 補助事業等の収支予算書
- (3) 前年度から引き続く補助事業等にあつては、前年度の収支決算書
- (4) 工事を伴う補助事業等にあつては、その実施設計書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(平9規則48・平14規則58・一部改正)

(補助金等の交付の決定)

第5条 市長は、補助金等の交付の申請があつた場合は、当該申請に係る事項等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令等及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であり、かつ、効果が期待できるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、補

助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(平9規則48・一部改正)

(補助金等の交付)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、補助事業者等に対し、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、速やかに市長の承認を受けべきこと。
- (2) 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用に関する事項
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けべきこと。
- (4) 補助事業等が予定の期間に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けべきこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するために必要と認められる事項

2 市長は、補助事業等又は間接補助事業等の完了により当該補助事業者等又は間接補助事業者等に相当の収益が生じると認められるときは、期日を限り、補助金等の交付の目的に反しない限度において、補助事業者等に対し、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額をつくば市に納付すべき旨の条件を付することができる。

3 補助事業者等は、間接補助金等を交付する場合において、前2項の規定により市長が条件を付したときは、間接補助事業者等に対し、これを遵守するために必要な条件を付さなければならない。

(平9規則48・一部改正)

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合は、速やかに、その決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を補助金等交付決定通知書により補助金等の申請をした者に通知するものとする。

(平9規則48・平14規則58・一部改正)

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(平9規則48・一部改正)

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、次の各号の一に該当するときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(2) 補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業者等又は間接補助事業者等が、補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができなくなったとき（補助事業者等又は間接補助事業者等

の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

- 2 市長は、前項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、当該事務又は事業に要する経費について補助金等を交付することができる。
- 3 第7条の規定は、第1項の取消し又は変更をした場合について準用する。この場合においては、取消し又は変更の理由を付するものとする。

(平9規則48・一部改正)

第3章 補助事業等の遂行等

(補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者等は、法令等の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等を他の用途に使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)してはならない。

- 2 間接補助事業者等は、間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等を他の用途に使用(利子の軽減を目的とする第2条第4項第1号の給付金にあつては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第2号の資金にあつては、その融通の目的に従って使用しないことにより、不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。)してはならない。

(平9規則48・一部改正)

(状況報告)

第11条 補助事業者等は、市長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第12条 市長は、補助事業者が法令等又は補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者等に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命じることができる。

2 市長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命じることができる。

(平9規則48・一部改正)

(申請内容の変更)

第12条の2 補助事業者は、第4条に規定する交付申請書及び添付書類の内容に変更(市長が認める軽微な変更を除く。)が生じたとき、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに補助事業等変更・中止・廃止申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(平14規則58・追加)

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業が完了したとき、又は第6条第1項第3号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、その完了した日から起算して20日以内に、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に収支決算書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。補助事業等が当該年度に完了しない場合において、補助金等の交付の決定に係るつくば市の会計年度が終了したときも、同様とする。

2 前項後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以後の補助事業等の遂行に関する計画を付記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となった計画に比して変更がないときは、この限りでない。

(平9規則48・平14規則58・一部改正)

(補助金等の額の確定等)

第14条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受

けた場合においては、報告書等書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、必要に応じ当該補助事業者等に補助金等確定通知書により通知しなければならない。

(平14規則58・一部改正)

(是正のための措置)

第15条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命じることができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(交付の時期)

第15条の2 補助金の交付は、補助事業等の完了後とする。ただし、市長が必要と認めたときは、補助事業等の着手前又は完了前であっても、その一部又は全部を交付することができる。

2 補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書により市長に請求しなければならない。

(平14規則58・追加)

第4章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第16条 市長は、補助事業者等が、補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の命令に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は

一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、間接補助事業者等が、間接補助金等を他の用途に適用し、その他間接補助事業等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 4 第7条の規定は、第1項又は第2項の規定による取消しをした場合について準用する。

(平9規則48・一部改正)

(補助金等の返還)

- 第17条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関する補助金等が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
 - 3 市長は、第1項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消しが、前条第3項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請に基づき、返還の期限を延長し、又は返還命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。
 - 4 補助事業者等は、前項の申請をしようとするときは、その内容を記載した書面に当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達するためにとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて行わなければならない。

(平9規則48・一部改正)

(加算金及び延滞金)

第18条 補助事業者等は、第16条第1項の規定又はその他の法令等の規定による取消しに関し、補助金等の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金をつくば市に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとみなし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命じられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還が命じられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に年10.95パーセントの割合で計算した延滞金をつくば市に納付しなければならない。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命じられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額による。

6 市長は、第1項及び第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者等の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

7 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合においては、その理由を記載した申請書に当該補助金等の返還を遅延させないためにとった措置及び当該加算

金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(平9規則48・一部改正)

(他の補助金等の一時停止等)

第19条 市長は、補助事業者等が、補助金等の返還を命じられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺することができる。

(平9規則48・一部改正)

第5章 雑則

(財産処分の制限)

第20条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号の一に該当するものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額（加算金又は延滞金を納付しなければならない場合には、それらの額を含む。）をつくば市に納付した場合又は市長が補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過した場合その他市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの
- (3) その他市長の定めるもの

(平9規則48・一部改正)

(立入調査等)

第21条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関

係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 補助事業者等は、間接補助金等の交付の決定をするに当たっては、市長が必要に応じて間接補助事業者等に対して報告をさせ、調査若しくは検査に立ち合わせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に対して質問させることがある旨の条件を付するものとする。
- 4 第1項の規定による権限は、犯罪の捜査のために認められたものと解してはならない。

(平9規則48・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年規則第58号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に現に荃崎町単独町費補助金等交付規則(昭和60年荃崎町規則第13号)の規定に基づいて交付の決定を受けている補助金等の変更、実績報告、請求、決定の取消し及び返還については、なお従前の例による。